

関原発第556号  
2022年12月23日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号  
関西電力株式会社  
執行役社長 森 望

高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の2第1項の規定に基づき、下記のとおり高浜発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和49年 1月 5日付 48原第10805号をもって認可を受け、  
昭和49年 8月20日付 49原第 6869号、昭和49年10月30日付 49原第 9439号、  
昭和50年10月31日付 50原第 9180号、昭和50年11月26日付 50原第 9544号、  
昭和51年 9月27日付 51安(原規)第 96号、昭和52年 3月29日付 52安(原規)第 99号、  
昭和52年 5月31日付 52安(原規)第129号、昭和53年11月13日付 53安(原規)第231号、  
昭和54年 6月15日付 54資庁第 7054号、昭和54年 6月22日付 54資庁第 8354号、  
昭和54年 9月10日付 54資庁第11646号、昭和54年10月31日付 54資庁第13177号、  
昭和55年 5月12日付 54資庁第16381号、昭和55年10月 8日付 55資庁第11342号、  
昭和56年 6月19日付 56資庁第 8317号、昭和56年 8月20日付 56資庁第10448号、  
昭和57年 1月26日付 56資庁第17611号、昭和57年 6月22日付 57資庁第10603号、  
昭和58年 2月10日付 57資庁第19486号、昭和59年 2月28日付 58資庁第19992号、  
昭和59年 8月17日付 59資庁第10192号、昭和60年 1月16日付 59資庁第17852号、  
昭和60年 2月21日付 60資庁第 979号、昭和61年 6月26日付 61資庁第 8871号、  
昭和63年 2月23日付 62資庁第16336号、昭和63年 7月14日付 63資庁第 7655号、  
平成元年 3月31日付 元資庁第 3502号、平成元年 7月27日付 元資庁第 8414号、  
平成 2年 3月23日付 2資庁第 1878号、平成 4年 5月21日付 4資庁第 6154号、  
平成 5年 1月13日付 4資庁第12580号、平成 5年 5月31日付 5資庁第 5098号、  
平成 5年 6月25日付 5資庁第 7613号、平成 5年10月27日付 5資庁第11639号、  
平成 6年 4月27日付 6資庁第 4697号、平成 6年 6月24日付 6資庁第 7494号、  
平成 7年 1月20日付 6資庁第14300号、平成 7年 4月13日付 7資庁第 2127号、  
平成 7年10月 6日付 7資庁第11058号、平成 8年 1月17日付 7資庁第14350号、  
平成 8年 8月15日付 8資庁第 8446号、平成 9年 1月31日付 8資庁第12744号、

平成 9年 9月11日付	平成09・07・31資第15号、	平成 9年11月28日付	平成09・11・10資第16号、
平成10年 6月25日付	平成10・06・22資第14号、	平成10年12月17日付	平成10・12・01資第17号、
平成11年 9月 7日付	平成11・08・16資第 2号、	平成12年 3月 8日付	平成12・01・31資第 1号、
平成12年 6月26日付	平成12・06・12資第10号、	平成13年 1月 5日付	平成12・08・03資第 5号、
平成13年 2月23日付	平成13・02・15原第18号、	平成13年 3月30日付	平成13・03・23原第12号、
平成13年11月 5日付	平成13・09・28原第41号、	平成14年 3月 8日付	平成14・02・07原第11号、
平成14年 8月28日付	平成14・07・12原第11号、	平成14年10月22日付	平成14・09・20原第 7号、
平成15年 5月15日付	平成15・04・22原第 6号、	平成15年 6月20日付	平成15・06・09原第18号、
平成15年 9月18日付	平成15・08・28原第 9号、	平成16年 5月13日付	平成15・12・19原第38号、
平成16年 6月16日付	平成16・06・07原第11号、	平成16年11月17日付	平成16・09・24原第25号、
平成17年 1月24日付	平成16・12・09原第 5号、	平成17年 4月11日付	平成17・03・17原第 8号、
平成17年 7月20日付	平成17・07・04原第22号、	平成18年 2月22日付	平成18・01・31原第15号、
平成18年 4月21日付	平成18・04・14原第 3号、	平成18年 9月 8日付	平成18・08・24原第11号、
平成18年11月28日付	平成18・11・02原第 2号、	平成19年 3月15日付	平成19・02・16原第16号、
平成19年 4月11日付	平成19・03・23原第 4号、	平成19年 5月25日付	平成19・05・08原第26号、
平成19年 6月26日付	平成19・06・08原第136号、	平成19年12月13日付	平成19・09・28原第32号、
平成19年12月13日付	平成19・11・30原第23号、	平成20年 6月18日付	平成20・05・20原第10号、
平成20年 8月22日付	平成20・07・11原第13号、	平成20年10月 7日付	平成20・09・16原第18号、
平成20年12月12日付	平成20・10・31原第 2号、	平成21年 3月25日付	平成21・03・03原第23号、
平成22年 2月10日付	平成22・01・06原第13号、	平成22年 2月19日付	平成22・02・15原第 5号、
平成22年 5月31日付	平成22・05・18原第12号、	平成22年 6月25日付	平成22・06・10原第 2号、
平成22年10月 7日付	平成22・09・03原第 2号、	平成23年 5月 6日付	平成23・04・04原第34号、
平成23年 5月11日付	平成23・04・20原第 2号、	平成24年 9月 6日付	20120815原第21号、
平成25年 3月25日付	原管吹第121221002号、	平成26年 6月 9日付	原規規発第1406096号、
平成26年11月12日付	原規規発第1411121号、	平成27年 4月 8日付	原規規発第1504085号、
平成27年 6月12日付	原規規発第1506128号、	平成27年 9月18日付	原規規発第1509184号、
平成27年10月 9日付	原規規発第1510092号、	平成27年11月18日付	原規規発第1511182号、
平成27年11月18日付	原規規発第1511183号、	平成28年 3月24日付	原規規発第16032414号、
平成28年 6月20日付	原規規発第1606204号、	平成29年 2月 8日付	原規規発第1702087号、
平成29年 6月26日付	原規規発第1706265号、	平成29年 8月15日付	原規規発第1708154号、
平成30年 3月19日付	原規規発第1803193号、	平成30年 5月11日付	原規規発第1805112号、
平成30年 6月26日付	原規規発第1806265号、	平成30年12月17日付	原規規発第1812176号、
平成31年 1月31日付	原規規発第1901311号、	令和元年 6月21日付	原規規発第19062110号、
令和元年 7月 1日付	原規規発第1907017号、	令和元年 9月24日付	原規規発第1909247号、
令和 2年 1月16日付	原規規発第2001168号、	令和 2年 3月30日付	原規規発第20033018号、
令和 2年 5月26日付	原規規発第2005262号、	令和 2年 6月19日付	原規規発第2006192号、
令和 2年 9月24日付	原規規発第2009241号、	令和 2年10月 7日付	原規規発第20100714号、
令和 3年 2月15日付	原規規発第2102151号、	令和 3年 2月19日付	原規規発第2102193号、
令和 3年 6月 4日付	原規規発第2106044号、	令和 4年 4月 7日付	原規規発第2204071号、
令和 4年 6月22日付	原規規発第2206225号及び	令和 4年11月18日付	原規規発第2211184号

で変更認可を受けた高浜発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する（ただし、変更箇所を示す記載は含まない）。

## 2. 変更の理由

- (1) 高浜発電所1号炉及び2号炉の使用済燃料ピット未臨界性評価の変更に伴う変更  
高浜発電所1号炉及び2号炉の使用済燃料ピット未臨界性評価の変更に伴い、関連する保安規定条文の変更を行う。

## 3. 施行期日


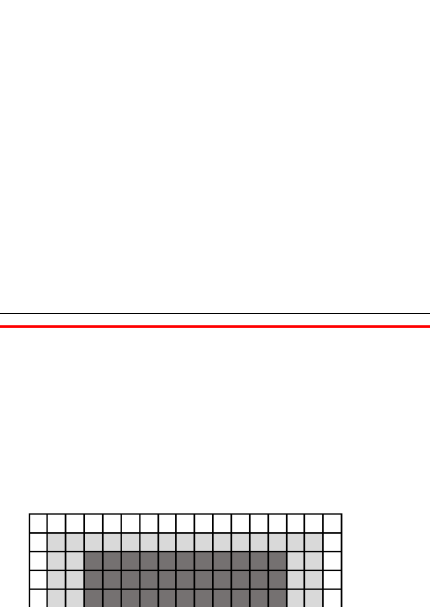
- (1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し、10日を超えない範囲で施行する。
- (2) 本規定施行の際、1号炉および2号炉の使用済燃料ピット未臨界性評価の変更に関連する規定については、1号炉または2号炉の使用済燃料ピット未臨界性評価の変更に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第3項の使用前確認完了日もしくは実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第17条第4号の使用前確認を受けないで使用する旨の指示を受けた日以降、それぞれ適用することとし、それまでの間は従前の例による。

以 上

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(新燃料の貯蔵)</p> <p>第 9 5 条 原子燃料課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) ウラン新燃料は、新燃料貯蔵庫または使用済燃料ピット（以下、「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること。ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料は、使用済燃料ピットに貯蔵すること。また、1ヶ月に1回以上<sup>*1</sup>、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認するとともに使用済燃料ピットにおいては、水面の清浄度および異物の混入がないこと等を確認すること。</p> <p>(2) 貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、施設等により取扱者以外の者がみだりに立ち入りできない措置を講じること。</p> <p>(3) ウラン新燃料は、補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料は、使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5) 使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること。</p> <p>(6) 使用済燃料ピットにて取り扱う場合は、燃料の落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(7) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。</p> <p>(8) <u>使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、図95に示す未臨界が維持できることをあらかじめ確認している条件（初期濃縮度、燃焼度、使用済燃料ピット用中性子吸収体の有無および配置）に基づき移動することで、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること（1号炉および2号炉のみ）。</u></p> <p>(9) 使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、燃料の移動開始前に未臨界性評価を行い、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>(10) 使用済燃料ピット内の新燃料の移動にあたっては、誤配置を防止する措置を講じること。</p> <p>2. 原子燃料課長は、第1項(8)、(9)における燃料移動の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>※1：毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施（以下、本章において同じ）。</p>	<p>(新燃料の貯蔵)</p> <p>第 9 5 条 原子燃料課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) ウラン新燃料は、新燃料貯蔵庫または使用済燃料ピット（以下、「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること。ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料は、使用済燃料ピットに貯蔵すること。また、1ヶ月に1回以上<sup>*1</sup>、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認するとともに使用済燃料ピットにおいては、水面の清浄度および異物の混入がないこと等を確認すること。</p> <p>(2) 貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、施設等により取扱者以外の者がみだりに立ち入りできない措置を講じること。</p> <p>(3) ウラン新燃料は、補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料は、使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5) 使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること。</p> <p>(6) 使用済燃料ピットにて取り扱う場合は、燃料の落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(7) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。</p> <p>(8) 使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、燃料の移動開始前に未臨界性評価を行い、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>(9) 使用済燃料ピット内の新燃料の移動にあたっては、誤配置を防止する措置を講じること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>2. 原子燃料課長は、第1項(8)における燃料移動の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>※1：毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施（以下、本章において同じ）。</p>	<p>高浜発電所1号炉及び2号炉の使用済燃料ピット未臨界性評価の変更に伴う変更</p> <p>高浜発電所1号炉及び2号炉の使用済燃料ピット未臨界性評価の変更に伴う変更</p>

変更前	変更後	理由																				
<p>図9-5 燃料貯蔵領域図</p> <p>【1号炉】</p>  <p>【2号炉】</p>  <table border="1" data-bbox="925 1568 1436 1859"> <thead> <tr> <th colspan="2">55GW/t燃料 (初期濃縮度約4.0wt%)</th> <th colspan="2">48GW/t燃料 (初期濃縮度約4.0wt%)</th> </tr> <tr> <th>使用済燃料ピット用 中性子吸収体なし</th> <th>使用済燃料ピット用 中性子吸収体あり</th> <th>使用済燃料ピット用 中性子吸収体なし</th> <th>使用済燃料ピット用 中性子吸収体あり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>領域A 燃焼度 0GW/t以上 燃焼度 20GW/t以上</td> <td>燃焼度 0GW/t以上 燃焼度 0GW/t以上</td> <td>燃焼度 0GW/t以上 燃焼度 15GW/t以上</td> <td>燃焼度 0GW/t以上 燃焼度 0GW/t以上</td> </tr> <tr> <td>領域B 燃焼度 20GW/t以上</td> <td>燃焼度 0GW/t以上 燃焼度 15GW/t以上</td> <td>燃焼度 15GW/t以上 燃焼度 45GW/t以上</td> <td>燃焼度 0GW/t以上 燃焼度 10GW/t以上</td> </tr> <tr> <td>領域C 燃焼度 50GW/t以上</td> <td>燃焼度 15GW/t以上</td> <td>燃焼度 45GW/t以上</td> <td>燃焼度 10GW/t以上</td> </tr> </tbody> </table>	55GW/t燃料 (初期濃縮度約4.0wt%)		48GW/t燃料 (初期濃縮度約4.0wt%)		使用済燃料ピット用 中性子吸収体なし	使用済燃料ピット用 中性子吸収体あり	使用済燃料ピット用 中性子吸収体なし	使用済燃料ピット用 中性子吸収体あり	領域A 燃焼度 0GW/t以上 燃焼度 20GW/t以上	燃焼度 0GW/t以上 燃焼度 0GW/t以上	燃焼度 0GW/t以上 燃焼度 15GW/t以上	燃焼度 0GW/t以上 燃焼度 0GW/t以上	領域B 燃焼度 20GW/t以上	燃焼度 0GW/t以上 燃焼度 15GW/t以上	燃焼度 15GW/t以上 燃焼度 45GW/t以上	燃焼度 0GW/t以上 燃焼度 10GW/t以上	領域C 燃焼度 50GW/t以上	燃焼度 15GW/t以上	燃焼度 45GW/t以上	燃焼度 10GW/t以上	<p>(削除)</p>	<p>高浜発電所1号炉及び2号炉の使用済燃料ピット未臨界性評価の変更に伴う変更</p>
55GW/t燃料 (初期濃縮度約4.0wt%)		48GW/t燃料 (初期濃縮度約4.0wt%)																				
使用済燃料ピット用 中性子吸収体なし	使用済燃料ピット用 中性子吸収体あり	使用済燃料ピット用 中性子吸収体なし	使用済燃料ピット用 中性子吸収体あり																			
領域A 燃焼度 0GW/t以上 燃焼度 20GW/t以上	燃焼度 0GW/t以上 燃焼度 0GW/t以上	燃焼度 0GW/t以上 燃焼度 15GW/t以上	燃焼度 0GW/t以上 燃焼度 0GW/t以上																			
領域B 燃焼度 20GW/t以上	燃焼度 0GW/t以上 燃焼度 15GW/t以上	燃焼度 15GW/t以上 燃焼度 45GW/t以上	燃焼度 0GW/t以上 燃焼度 10GW/t以上																			
領域C 燃焼度 50GW/t以上	燃焼度 15GW/t以上	燃焼度 45GW/t以上	燃焼度 10GW/t以上																			

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(燃料の取替等)</p> <p>第 9 7 条 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料装荷実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>2. 原子燃料課長は、取替炉心毎に原子炉の運転履歴および燃料配置等の変更によって生じる炉心特性の変化を考慮し、原子炉設置（変更）許可申請書に基づき設定する制限値（燃料の機械設計、核設計および熱水力設計を考慮した安全評価の解析入力値、設計条件に基づく値または設計方針による値）を満足することを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 第 1 項の燃料装荷実施計画を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を所定の出力で運転できるよう設定した取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行う。なお、評価には、妥当性を確認した計算コードを用いることとする。</p> <p>(a) 反応度停止余裕</p> <p>(b) 最大線出力密度</p> <p>(c) 燃料集合体最高燃焼度</p> <p>(d) <math>F_{N_{XY}}</math></p> <p>(e) 減速材温度係数</p> <p>(f) 最大反応度添加率</p> <p>(g) 制御棒クラスタ落下時のワーストおよび <math>F_{N_{\Delta H}}</math></p> <p>(h) 制御棒クラスタ飛出し時のワーストおよび <math>F_0</math></p> <p>(i) 出力運転時ほう素濃度</p> <p>(1) 燃料棒最高燃焼度（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料装荷炉心の場合）</p> <p>(2) 取替炉心の安全性の評価結果が制限値を満足していることを確認するとともに、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>3. 原子力発電部門統括は、第 2 項(1)の評価で用いる計算コードの妥当性を確認する体制をあらかじめ定める。</p> <p>4. 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後第 2 項の評価に用いた期間を延長する場合には、あらかじめ、その延長する期間も含め第 2 項に定める評価および確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第 2 項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p> <p>5. 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合、または原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、第 1 項の燃料装荷実施計画に従うこと。</p> <p>(2) 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーン、燃料移送装置、燃料取替クレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。</p> <p>(3) 燃料の取替に際し、燃料の落下を防止する措置を講じること。</p>	<p>(燃料の取替等)</p> <p>第 9 7 条 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料装荷実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>2. 原子燃料課長は、取替炉心毎に原子炉の運転履歴および燃料配置等の変更によって生じる炉心特性の変化を考慮し、原子炉設置（変更）許可申請書に基づき設定する制限値（燃料の機械設計、核設計および熱水力設計を考慮した安全評価の解析入力値、設計条件に基づく値または設計方針による値）を満足することを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 第 1 項の燃料装荷実施計画を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を所定の出力で運転できるよう設定した取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行う。なお、評価には、妥当性を確認した計算コードを用いることとする。</p> <p>(a) 反応度停止余裕</p> <p>(b) 最大線出力密度</p> <p>(c) 燃料集合体最高燃焼度</p> <p>(d) <math>F_{N_{XY}}</math></p> <p>(e) 減速材温度係数</p> <p>(f) 最大反応度添加率</p> <p>(g) 制御棒クラスタ落下時のワーストおよび <math>F_{N_{\Delta H}}</math></p> <p>(h) 制御棒クラスタ飛出し時のワーストおよび <math>F_0</math></p> <p>(i) 出力運転時ほう素濃度</p> <p>(1) 燃料棒最高燃焼度（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料装荷炉心の場合）</p> <p>(2) 取替炉心の安全性の評価結果が制限値を満足していることを確認するとともに、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>3. 原子力発電部門統括は、第 2 項(1)の評価で用いる計算コードの妥当性を確認する体制をあらかじめ定める。</p> <p>4. 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後第 2 項の評価に用いた期間を延長する場合には、あらかじめ、その延長する期間も含め第 2 項に定める評価および確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第 2 項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p> <p>5. 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合、または原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、第 1 項の燃料装荷実施計画に従うこと。</p> <p>(2) 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーン、燃料移送装置、燃料取替クレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。</p> <p>(3) 燃料の取替に際し、燃料の落下を防止する措置を講じること。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(4) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。</p> <p>(5) <u>燃料を原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、図95に示す未臨界が維持できることをあらかじめ確認している条件（初期濃縮度、燃焼度、使用済燃料ピット用中性子吸収体の有無および配置）に基づき移動することで、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること（1号炉および2号炉のみ）。</u></p> <p>(6) <u>燃料を原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、燃料の移動開始前に未臨界性評価を行い、実効増倍率が不確定性を含め0.98以下となることを確認し、管理すること（3号炉および4号炉のみ）。</u></p> <p>(7) <u>使用済燃料ピット内の燃料の移動にあたっては、誤配置を防止する措置を講ずること。</u></p> <p>6. 原子燃料課長は、第5項(5)、(6)における燃料移動の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p>	<p>(4) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。</p> <p>(5) <u>燃料を原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、燃料の移動開始前に未臨界性評価を行い、実効増倍率が不確定性を含め0.98以下となることを確認し、管理すること（3号炉および4号炉のみ）。</u></p> <p>(6) <u>使用済燃料ピット内の燃料の移動にあたっては、誤配置を防止する措置を講ずること（3号炉および4号炉のみ）。</u></p> <p>6. 原子燃料課長は、第5項(5)における燃料移動の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p>	<p>高浜発電所1号炉及び2号炉の使用済燃料ピット未臨界性評価の変更に伴う変更</p> <p>高浜発電所1号炉及び2号炉の使用済燃料ピット未臨界性評価の変更</p>



高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第 9 8 条 原子燃料課長は、使用済燃料（以下、照射済燃料を含む）を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 各号炉の使用済燃料を表 9 8-1 に定める使用済燃料ピットに貯蔵すること。また、1 ケ月に 1 回以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認するとともに使用済燃料ピットにおいては、水面の清浄度および異物の混入がないこと等を確認すること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、施設等により取扱者以外の者がみだりに立ち入りできない措置を講ずること。</p> <p>(3) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5) 使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した使用済燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講ずること。</p> <p>(6) 使用済燃料の落下を防止する措置を講ずること。</p> <p>(7) 使用済燃料ピット周辺に設置する設備については、使用済燃料ピットに影響を及ぼす落下物となる可能性が考えられる場合は、落下を防止する措置を講ずること。</p> <p>(8) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。</p> <p>(9) 原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに 1 炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保することを、(1) に定める巡視点検時に確認すること。</p> <p>(10) <u>使用済燃料ピット内の燃料の配置変更を行う場合は、図 9 5 に示す未臨界が維持できることをあらかじめ確認している条件（初期濃縮度、燃焼度、使用済燃料ピット用中性子吸収体の有無および配置）に基づき移動することで、実効増倍率が不確定性を含めて 0. 9 8 以下となることを確認し、管理すること（1 号炉および 2 号炉のみ）。</u></p> <p>(11) 使用済燃料ピット内の燃料の配置変更を行う場合は、燃料の移動開始前に未臨界性評価を行い、実効増倍率が不確定性を含めて 0. 9 8 以下となることを確認し、管理すること（3 号炉および 4 号炉のみ）。</p> <p>(12) 使用済燃料の移動にあたっては、誤配置を防止する措置を講ずること。</p> <p>2. 原子燃料課長は、第 1 項(10)、(11)における燃料移動の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p>	<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第 9 8 条 原子燃料課長は、使用済燃料（以下、照射済燃料を含む）を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 各号炉の使用済燃料を表 9 8-1 に定める使用済燃料ピットに貯蔵すること。また、1 ケ月に 1 回以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認するとともに使用済燃料ピットにおいては、水面の清浄度および異物の混入がないこと等を確認すること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、施設等により取扱者以外の者がみだりに立ち入りできない措置を講ずること。</p> <p>(3) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5) 使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した使用済燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講ずること。</p> <p>(6) 使用済燃料の落下を防止する措置を講ずること。</p> <p>(7) 使用済燃料ピット周辺に設置する設備については、使用済燃料ピットに影響を及ぼす落下物となる可能性が考えられる場合は、落下を防止する措置を講ずること。</p> <p>(8) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。</p> <p>(9) 原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに 1 炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保することを、(1) に定める巡視点検時に確認すること。</p> <p>(10) 使用済燃料ピット内の燃料の配置変更を行う場合は、燃料の移動開始前に未臨界性評価を行い、実効増倍率が不確定性を含めて 0. 9 8 以下となることを確認し、管理すること（3 号炉および 4 号炉のみ）。</p> <p>(11) 使用済燃料の移動にあたっては、誤配置を防止する措置を講ずること（3 号炉および 4 号炉のみ）。</p> <p>2. 原子燃料課長は、第 1 項(10)における燃料移動の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p>	<p>高浜発電所 1 号炉及び 2 号炉の使用済燃料ピット未臨界性評価の変更</p> <p>高浜発電所 1 号炉及び 2 号炉の使用済燃料ピット未臨界性評価の変更</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由																				
<p>表98-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各号炉の使用済燃料</th> <th>貯蔵可能な使用済燃料ピット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉</td> <td>1号炉、3号炉、4号炉</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>2号炉、3号炉、4号炉</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>3号炉、4号炉</td> </tr> <tr> <td>4号炉</td> <td>3号炉、4号炉</td> </tr> </tbody> </table>	各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット	1号炉	1号炉、3号炉、4号炉	2号炉	2号炉、3号炉、4号炉	3号炉	3号炉、4号炉	4号炉	3号炉、4号炉	<p>表98-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各号炉の使用済燃料</th> <th>貯蔵可能な使用済燃料ピット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉</td> <td>1号炉、3号炉、4号炉</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>2号炉、3号炉、4号炉</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>3号炉、4号炉</td> </tr> <tr> <td>4号炉</td> <td>3号炉、4号炉</td> </tr> </tbody> </table>	各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット	1号炉	1号炉、3号炉、4号炉	2号炉	2号炉、3号炉、4号炉	3号炉	3号炉、4号炉	4号炉	3号炉、4号炉	<p>変更なし</p>
各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット																					
1号炉	1号炉、3号炉、4号炉																					
2号炉	2号炉、3号炉、4号炉																					
3号炉	3号炉、4号炉																					
4号炉	3号炉、4号炉																					
各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット																					
1号炉	1号炉、3号炉、4号炉																					
2号炉	2号炉、3号炉、4号炉																					
3号炉	3号炉、4号炉																					
4号炉	3号炉、4号炉																					

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
	<p>附則（ 年 月 日 平成26原安防通達第3号一 ）            （施行期日）</p> <p>第 1 条 この通達は、 年 月 日から施行する。</p> <p>2. 本通達施行の際、1号炉および2号炉の使用済燃料ピット未臨界性評価の変更に関連する規定については、1号炉または2号炉の使用済燃料ピット未臨界性評価の変更に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の1第3項の使用前確認完了日もしくは実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第17条第4号の使用前確認を受けないで使用することができる旨の指示を受けた日以降、それぞれ適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p>	<p>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日を改正日とする。</p> <p>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し、10日を超えない範囲で施行する。</p>

## 添付資料

1. 高浜発電所 1 号炉及び 2 号炉の使用済燃料ピット未臨界性評価の変更に伴う変更

高浜発電所 1 号炉及び 2 号炉の使用済燃料ピット未臨界性評価の変更に伴う変更

高浜発電所 1 号炉及び 2 号炉の使用済燃料ピット未臨界性評価の変更に伴い、関連する保安規定条文の変更を行う。

(変更)

- ・ 第 9 5 条 (新燃料の貯蔵)
- ・ 第 9 7 条 (燃料の取替等)
- ・ 第 9 8 条 (使用済燃料の貯蔵)

以 上